

## 5. 国の関連資料

## (1) 国の検証委員会報告書（概要）

## (1) 国の検証委員会報告書（概要）

## 口蹄疫対策検証委員会報告書（概要）

### 第1 はじめに

- 口蹄疫は、国際連合食糧農業機関などが「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例。  
伝染力が他に類を見ないほど強く、一旦感染すると、長期にわたり畜産業の生産性を著しく低下させ、また、外見上治癒したように見えても、継続的にウイルスを保有し新たな感染源となる可能性。
- 口蹄疫がまん延すれば、畜産物の安定供給を脅かし、地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、国際的にも口蹄疫の非清浄国として信用を失うおそれ。このため、現在の科学的知見の下では、口蹄疫清浄国では、早期発見及び迅速な殺処分・焼埋却を基本として防疫対応を講じているところ。
- 最近、アジアで活発な流行がみられる中で国際的な人や物の往来が増加していることから、口蹄疫ウイルスは国内に侵入する可能性があるという前提に立ち、実効ある防疫体制を早急に整備する必要。
- 最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」さらに「初動対応」。ここに関係者が力を注ぐことが結果的に国民負担も小さくすることにつながる。

### 第2 今回の防疫対応の問題点

- 10年前の口蹄疫の発生を踏まえて作られた防疫体制が十分に機能しなかった。国と宮崎県・市町村などとの役割分担が明確でなく、連携も不足していた。
- 豚への感染が起きたことなどにより急激に発生件数が増加し、5月はじめには防疫方針の改定が必要となっていた。5月19日に殺処分を前提とする緊急ワクチン接種が決定されたが、結果的に決定のタイミングは遅かったと考えられる。
- 宮崎県が所有する種雄牛の特例措置は現場に多くの混乱をもたらした。
- 国際空港・海港においては靴底消毒などの検疫措置を実施していたが、オーストラリアやニュージーランドのような徹底した入国管理は実施されていない。
- 畜産農家段階において飼養衛生管理基準が守られていたとは言い難い。バイオセキュリティのレベルが高いはずの宮崎県の畜産試験場、宮崎県家畜改良事業団、JA宮崎経済連の施設でウイルスの侵入を許したこと、関係者は深刻に受け取ることが必要。また、飼養衛生管理基準の内容自体も緊迫感や具体性に欠けていた。

- 宮崎県の家畜防疫員一人あたりの管理頭数・農家戸数は他県に比べて格段に負担が大きく、この結果、農場の所在地、畜種、頭数などについての把握を宮崎県では十分に行っていなかった。
- 今回の事例では、異常畜の発見の見逃しや通報の遅れがあり、感染を広げる大きな原因となった。
- 診断確定後 24 時間以内の殺処分、72 時間以内の埋却ができなかつたことが感染を拡大させた。殺処分・埋却などの具体的な作業のイメージがないため、作業が円滑に進まなかつた。
- 今回、我が国で初めて、健康な家畜にも殺処分を前提としたワクチン接種が行われたが、経済的な補償を含めた法的裏付けがなく、その決定及び実行に時間がかかかつた。
- 我が国では国際競争力強化や生産効率向上のため、規模拡大政策が進められてきた。大規模化に伴つて、規模に見合う防疫体制がとられるべきだが、必ずしもそうした体制がとられていなかつた。

### 第3 今後の改善方向

#### 1 国と都道府県・市町村などとの役割分担・連携の在り方

- 国・都道府県・市町村などの役割分担を明確にし、
  - ・ 防疫方針（予防、発生時の初動、感染拡大時の対応など）の策定・改定は、国が責任をもつて行う、
  - ・ 防疫方針に即した具体的措置は、都道府県が中心となって、市町村・獣医師会・生産者団体などとの連携と協力の下に迅速に行う、
- また、国は、防疫方針の策定・改正に責任を持つとともに、その方針に即した都道府県段階の具体的措置が確実に行われるよう、
  - ・ 日ごろから各都道府県段階の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況、市町村・獣医師会・生産者団体などとの連携状況などを確認し、必要な改善指導を行う、
  - ・ 定期的に全国一斉及び都道府県ごとの防疫演習を行う、
  - ・ 発生時に直ちに、具体的措置に習熟し必要な資材も準備した緊急支援部隊などを派遣する、
- などの支援を行うべき。

#### 2 防疫方針の在り方

- 国が定める防疫方針については、海外における発生の状況や、科学的知見・技術の進展などを常に把握し、常に最新・最善のものとしておくべき。

- 初動対応で感染拡大が防止できない場合には、速やかに防疫方針を改定することが必要。国は第1例の発生後直ちに防疫の専門家を現地に常駐させ、感染の実態を正確に把握した上で、感染拡大を最小限とするための防疫方針の改定を判断できるようにすべき。
- 種雄牛を含め畜産関係者の保有する家畜については、特例的な扱いを一切認めるべきではない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液による遺伝資源の保存、種畜の分散配置などにより、リスク分散を行すべき。

### 3 我が国への口蹄疫ウイルス侵入防止措置の在り方

- オーストラリアをはじめ諸外国の例もよく研究した上で、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入を防止するための措置を強化すべき。

### 4 畜産農家の口蹄疫ウイルス侵入防止措置の在り方

- 口蹄疫の発生防止のためには、日ごろからの畜産農家のウイルス侵入防止措置が何よりも重要。都道府県は、畜産農家に飼養衛生管理基準を確実に遵守させるため、家畜防疫員による定期的な立入検査を行うべき。
- 飼養衛生管理基準を遵守していない畜産農家に対しては、何らかのペナルティを課すべき。
- また、飼養衛生管理基準の内容をより具体的なものとすることが必要。
- 飼料や家畜、生乳などの運送などで農場間を移動する車両については、日ごろから消毒を徹底すべき。複数農場に立入りする獣医師、人工授精師、削蹄師、家畜運搬業者、死亡獣畜処理業者、飼料運搬業者などについても消毒を徹底すべき。
- たい肥場の設置場所、消毒方法などについて十分注意が必要。

### 5 発生時に備えた準備の在り方

- 都道府県は、農場の所在地、畜種、飼養頭数、飼養管理の状況などを日常的に把握しておくべき。また、こうしたことが的確に行えるよう、全国平均に比べて家畜防疫員の数が少ない都道府県は家畜防疫員の増員に努めるべき。
- 都道府県は、埋却地の確保状況を把握し、埋却地を十分に確保できていない畜産農家に対して必要な指導を行うとともに、畜産農家による事前確保が十分でない場合の対応を準備すべき。

## 6 患畜の早期の発見・通報の在り方

- 口蹄疫が発生した際には防疫措置が一日遅れても被害が飛躍的に増大。このため、早期の発見・通報を徹底するための手段として、具体的な通報ルールを作るべき。

例えば、国があらかじめ示した一定の症状に照らし、口蹄疫を否定できない家畜については、症状が分かる写真を添付した検体を直ちに国(動物衛生研究所)に送るといったルールを定めるべき。

- ルールに従って通報した畜産農家の患畜・疑似患畜については十分な財政支援を行うようにするとともに、ルールに従わずに通報が遅れた畜産農家、都道府県などに対しては、何らかのペナルティを課すべき。

## 7 早期の殺処分・埋却などの在り方

- 都道府県は早期に殺処分・埋却などが確実に終了するよう、日ごろから埋却地の事前確保、作業のやり方・手順の明確化、民間獣医師、自衛隊などとの協力体制の整備を進めておくことが重要。
- 国は、今回の経験を踏まえ、作業現場で実践的に活用できる作業マニュアルを定め、防疫演習により、現場に定着させておくべき。また、日ごろから作業に習熟した人材から成り、必要な資材も準備した緊急支援部隊を用意すべき。

## 8 その他の初動対応の在り方

- 都道府県は、口蹄疫が発生した場合を想定し、日ごろから消毒ポイントの具体的な設置場所や消毒方法について準備しておくべき。

## 9 初動対応では感染拡大が防止できない場合の防疫対応の在り方

- 初動対応では感染拡大が防止できない場合の防疫方針については、国が責任をもって機動的に対応する必要があり、第1例の発生後直ちに防疫の専門家を現地に常駐させ、的確に判断できるようにすべき。
- ワクチンに安易に依存すべきではなく、現在のワクチンの限界などについても、十分な周知を図るべき。
- 初動防疫では感染拡大が防止できないときの対策として、経済的補償も含めて、予防的殺処分を家畜伝染病予防法に明確に位置付けておくべき。

## 10 防疫の観点からの畜産の在り方

- 畜産の在り方については、規模拡大や生産性の向上といった観点だけでなく、防疫対応が的確に行えるかという観点からも見直すべき。

- 飼養規模・飼養密度などを含めた畜産経営の在り方について、一定のルールを定めたり、コントロールしたりできるように法令整備も検討すべき。
- 大規模経営については、感染した場合の影響が大きいことから、早期の発見・通報などが確実に行われるようとするため、
  - ・ 家畜保健衛生所・獣医師会などと連携のとれる獣医師を置く、
  - ・ 現場の管理者に対し獣医師・家畜保健衛生所へ速やかに通報することを社内ルールで義務付ける、
- などの手当が必要。

## 11 その他

- 産業動物に関する獣医療体制を実効のあるものとするように強化推進すべき。
- 感染症の拡大防止を図るためにには、畜産農家に発生農場の場所などに関する基本的な防疫情情報を提供することは必須。都道府県は、発生農場への取材の殺到や感染拡大などが起こらないようマスコミの協力を求めた上で、地域の畜産農家などに対して情報提供を的確に行うべき。
- 口蹄疫の検査方法、ワクチン、抗ウイルス薬、消毒の方法・効果など、口蹄疫全般について実効性の高い研究を進めるべき。動物衛生研究所については、国立の機関として位置付けることについても検討すべき。
- 侵入経路の早期特定を容易にする観点から、今後は、畜産農家に人、車両などの出入りを正確に記録することを義務付けるべき。

## 第4 おわりに

- 本報告書を踏まえて、
  - ・ 国においては、家畜伝染病予防法の改正、的確な防疫指針の提示をはじめとした様々な具体的な改善する点を早期かつ着実に実施すること、
  - ・ 都道府県においては、具体的防疫措置の実行責任者であることを深く自覚し、国の防疫指針に基づき、市町村・獣医師会・生産者団体などとの連携・協力をしつつ、予防、発生時に備えた準備、発生時の早期通報や的確な初動防疫に万全を期すこと、
  - ・ 畜産農家には、人・車・物の出入りに際して消毒に万全を期し、自らの農場にウイルスを侵入させないようにするなど、衛生管理を適切に実施すること、を期待。
- 最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」さらに「初動対応」であり、関係者がこの点に力を傾注することを強く期待。

## 〔発問〕南北諸国に於ける疫病の傳播の途径 ——北心中等教育者による疫病大観——

（2）国の疫学調査中間取りまとめ（概要）

の移動（高齢者、人、畜等）の実態であるが、本調査は、主として、疫病の傳播の途径（疫病の移動）を調査する。

（3）疫病の傳播の途径（疫病の移動）

（4）疫病の傳播の途径（疫病の移動）

（5）疫病の傳播の途径（疫病の移動）

（6）疫病の傳播の途径（疫病の移動）

（7）（8）（9）（10）（11）（12）（13）（14）（15）

（16）（17）（18）（19）（20）（21）（22）（23）（24）

## 口蹄疫の疫学調査に係る中間取りまとめ（概要） －侵入経路と伝播経路を中心に－

### 1. 疫学調査の方法

- (1) 発生直後から、農林水産省及び宮崎県がそれぞれ疫学調査班を立ち上げ、連携して調査。この結果をもとに専門家からなる口蹄疫疫学調査チームが分析・検討。
- (2) 発生農場等に関して、感染源となる可能性のある家畜、人、車両、物等の動きを可能な限り詳細に調査。
- (3) 本中間取りまとめでは、こうした調査結果を詳しく記述。

### 2. 口蹄疫ウイルスの遺伝子解析

- (1) 日本の近隣諸国において、口蹄疫が断続的に発生しているが、今回の発生で分離されたウイルスはO型で、今年に入り香港、韓国、ロシアで分離された株と非常に近縁（相同性は、香港株：99.22%、ロシア株：98.90%、韓国株：98.59%）。
- (2) アジア地域の口蹄疫発生国から人、あるいは物を介して我が国に侵入したものと推察。
- (3) なお、中国については、データを国際的な確定診断機関に提供していないため、検証できず。

### 3. ごく初期の発生事例における侵入経路等

- (1) 侵入・伝播経路を分析し、今後の防疫措置の改善に役立てるため、各発生事例における発症日と侵入日を立入調査を行った際の臨床症状やその進行の程度、血清中の抗体価等をもとに、疫学の専門家が一定のルールに従って推定。
- (2) この疫学的推定結果から見ると、推定発症日は6例目（3月26日）、1例目（4月5日）、7例目（4月8日）の順。

- (3) 1例目の発生が確認された4月20日の時点では、既に10農場以上にウイルスが侵入していたと推定。これらの確認が遅れたことがその後の感染拡大の要因の一つ。
- (4) これら3例について、農場主・家族及び従業員の海外渡航歴、海外からの作業従事者の受入れ状況、海外からの旅行者の訪問状況等について、農場主、従業員等に加え、周辺の関係者や関係団体等に対して詳しく調査を実施。
- (5) これら3例の調査において、発生農家と海外渡航者等との接点を確認することはできなかったものの、こうした人の動きに伴い我が国にウイルスが侵入した可能性は否定できない。農場や畜産関連施設への人の出入りに関する正確な記録が取られていないこと等から、情報収集には限界が見られたところ。
- (6) 6例目と1例目の間には、人の往来、共通の飼料配送業者などの接点があるが、これらと7例目との間には特定の関連は確認されなかつたところ。

#### 4. 伝播経路

疫学的推定による推定侵入日を前提として詳細に調査。すべての事例について伝播経路が明らかになったわけではないが、多くの事例に共通する伝播要因は次のとおり。

- (1) 人及び車両による伝播
- ① 農場間における農場関係者・獣医師・人工授精師及び削蹄師等の人の移動や家畜・飼料・たい肥・死亡獣畜等の運搬車両の動きが伝播の大きな要因であったと考えられるところ。なお、人の出入りに関する正確な記録が取られていないこと等から、情報収集には限界。
  - ② バイオセキュリティが高いとされた農場については、消毒に関する装置や施設は整備されていたものの、実際には十分な消毒が行われていなかった事例や作業上の動線に対する衛生上の配慮が十分ではなかつた事例が確認されたところ。
- (2) 近隣農場への伝播
- ① 口蹄疫に感染した牛や豚は呼気中やふん尿中に大量のウイルスを排出するため、周辺環境がウイルスで汚染。多発地域では、多くの発生農

場で感染動物を殺処分するまでに長い時間を要したことや、牛の百倍～2千倍程度のウイルスを排出する豚にまで感染が拡大したことで、発生農場の周辺環境までが大量のウイルスによって汚染されていたと考えられるところ。これらのウイルスが飛沫核として飛散し、また、共通の道路の利用、野鳥や昆虫などの小動物などによる機械的伝播などにより周辺農場に拡がった可能性。

- ② また、一部の農場においては、近隣のたい肥置き場へ別の発生農場からのふん尿が搬入されており、これを介してウイルスが伝播した可能性。
- (3) なお、野生動物から採材したサンプルを用いた検査において、すべて陰性との結果であったことから、野生動物が感染拡大において重要な役割を担ったとは考えにくい。

## 5. 今後の対応

- (1) 今後は、発生農家と最後まで発症せずワクチン接種となった農家との防疫措置の違い等に関する調査、今回採取したウイルスの性状等を明らかにするための感染実験を実施予定。
- (2) また、本中間取りまとめに関しても、新たな情報があれば、さらに調査を実施。

### (3) 上記に関する宮崎県の考え方

### (3) 上記に関する宮崎県の考え方

# 国の「口蹄疫対策検証委員会報告」及び「疫学調査に係る中間取りまとめ」について (県としての考え方)

## I 口蹄疫対策検証委員会報告

### 1 全体として

国の検証委員会においては、本県の関係者へのヒアリングも含めて精力的に調査や意見交換等を行われ、今回の口蹄疫の対応に関する様々な課題について、本県に関する問題点はもちろん、国の対応に関する点等についても多面的な検証を行われるとともに、今後の改善方向についての提言を行っていただいたところであります感謝申し上げる。

### 2 報告書の中で知事として特に注目する点

報告書の中の下記の指摘等については、特に私としても重要だと認識しており、今後の防疫対策に活かしていくべきであると考えている。

- ①口蹄疫は「多様性」が特徴であることから、従来の知識・経験だけにとらわれず、最新の状況を把握し、警戒と準備を怠らないことが重要であること。
- ②国や県、市町村の対策本部の役割分担や連携が十分ではなかったこと。
- ③あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応では感染拡大を阻止できなかった場合の、新たな対策（ワクチン）の判断が遅かったこと。
- ④畜産農家段階において「飼養衛生管理基準」が遵守されていなかった、県の基準の遵守に関する指導も不十分であった、更に基準そのものが具体性や実効性に欠けていたこと。
- ⑤異常畜を発見した場合は、原則として直ちに検査機関に検体を送付すべきであること。
- ⑥県は農場の状況（畜種、飼養頭数等）を日常的に把握しておくべきこと。
- ⑦埋却地の確保について農家に対して十分に指導するとともに、埋却以外の方法についても検討を進めるべきであること。
- ⑧早期発見・早期通報のために、早期通報者が社会から評価されるようにしていくことが必要であること。
- ⑨飼養規模・飼養密度などを含めた畜産経営のあり方について一定のルールを定めたり、法令整備も検討すべきであること。
- ⑩特に大規模経営については早期発見・早期通報が確実に行われるルール作りが必要であること。

### 3 県の認識と多少の相違があるなど、今後検討をする必要がある点

下記の事項については、事実関係や今後の対応等について、県として検証・検討が必要であると考えている。

- ① 「防疫指針を中心とする防疫体制が確実に実行されず、十分に機能しなかつた」とされているが、県としては基本的に、国と協議をしながら防疫指針に基づいて対策を講じたと認識しており、どこに具体的な問題点があるのかを確認していく必要がある。また、問題はむしろ防疫指針を超える対応がとれなかつたことにあるのではないかと考えている。
- ② 家畜防疫員の数等にも言及されているが、今後どのような対策がとれるか、民間獣医師との連携等も含めて検討する必要がある。
- ③異常畜の通報があったのに検体を送付しなかったことについて、宮崎県のダメージを懸念して送付しなかったとされているが、現場の家畜防疫員は純粋に「口蹄疫ではない」との判断に基づいて検体の送付を行わなかったと認識している。
- ④ワクチン接種家畜について6月25日に口蹄疫の症状があったのではないかとの指摘があるが、家畜防疫員が「口蹄疫ではない」と判断したものである。
- ⑤種雄牛等についても特例的な取扱いを認めるべきではないと指摘しているが、国においては、今回の件を踏まえて、また種畜の重要性等を含めて、家伝法上に特例規定を置く等の検討が必要ではないか。

## II 疫学調査に係る中間取りまとめ

1 我が国への侵入経路、感染原因について、結果として不明との結論であり、極めて残念である。今後の防疫対策の充実のためにも、今回は中間報告ということであるので、是非解明をお願いしたい。

2 残っているデータ等から見ると、6例目が初発であるとの結論になっている。もう少し突っ込んだ調査ができないかという思いもある。

県の検証委員会の中間的論点整理では、「6例目以前に感染した農場がなかったという証拠はない」との指摘がされているところである。県の検証委員会としても、なかなか難しい作業ではあるが、感染原因・感染経路の解明に大変重要であるので、できる限りの調査を行うこととしている。

#### (4) 復興対策対応方針

(1) 侵入对某对心力對

# 口蹄疫復興対策に係る対応方針

(基金要望関係)

平成 22 年 10 月 8 日

## 1 畜産の再生等に緊急を要する補助事業

宮崎県に対して、以下の措置により、約 90 億円の補助事業を実施する。

### ア 基金の設置

宮崎県など南九州を対象に、畜産再生のために 3 年間で必要な事業を実施できるよう、(独) 農畜産業振興機構に基金を設置。

- ・ 事業規模：約 50 億円（基金規模約 33 億円）
- ・ 施設整備を含め 2 / 3 補助
- ・ 県負担分については、交付税措置を含め、適切な地方財政措置を講ずる。

### イ 施設整備に対する支援

土地利用型農業への転換等のための施設整備については、早期の対応に最大限努力。

### ウ その他

既存の補助事業で対応できるものは、できる限り宮崎県の要望を踏まえ対応。

## 2 運用益活用型基金の創設

- ・ 宮崎県出資の財団法人（以下「財団」という。）が基金を設置
- ・ 規模 1,000億円程度
- ・ 宮崎県が原資を調達（地方債を発行、その利息に対して交付税措置（実質2／3）、財団に無利子貸付け
- ・ 財団が、毎年度運用益を活用して、市町村の実施する復興事業への支援、観光振興、商工業者への支援など、地域の実情に応じた事業を5年間で実施

（注）宮崎県周辺の南九州から同様の基金の設置要望があった場合は、その設置を検討する。

### （参考1）公共事業の実施に係る支援

被災地域における社会资本整備事業については、宮崎県からの具体的要望を踏まえて「社会资本整備総合交付金」等の活用を図る。

### （参考2）中小企業応援ファンドの創設に係る支援

口蹄疫により被害を受けた中小企業に対する支援事業を実施するため、（独）中小企業基盤整備機構と宮崎県等の拠出により総額250億円のファンドを創設する。また、今後、宮崎県から具体的な増額要望があれば、当初のファンドの運用状況等を踏まえて対応を検討する。

○ 口蹄疫復興対策に係る対応方針(基金要望関係以外)

要望番号	大項目	個別要望事項	事業実施主体	宮崎県の要望額(百万円)	対応状況	担当省庁	各府省の対応方針	
							農林水産省	農林水産省
1	口蹄疫ウイルスの侵入経路の解明と国の防疫対策の見直し	① 口蹄疫ウイルス侵入経路の解明	国	—	○	農林水産省	農林水産省の疫学調査チームが感染経路を調査・検討。8月24日に中間的整理を公表。引き続き、海外からの侵入経路や農場間の伝播経路等の解明に係る調査を実施。	
		② 家畜伝染病予防法の改正など法制度の整備	国	—	○	農林水産省	農林水産省の口蹄疫対策検証委員会において検疫対応や口蹄疫対策特措法の運用について検証し、その結果も踏まえ、家畜伝染病予防法や防疫指針の見直しを検討。	
		③ 動物検疫など水際検疫の更なる体制強化	国	—	○	農林水産省	従来より口蹄疫発生国からの生体やその畜産物の輸入を原則禁止するとともに、空・海港において発生国からの旅客の靴底消毒及び車両の消毒を実施。引き続き、家畜防疫官の増員等、水際防疫措置の徹底強化に努める方針。	
7	畜産飼料自給率向上と資源循環型畜産産地の育成に向けた支援の強化	① 飼料増産対策 (自給飼料基盤整備)	県農業振興公社	550	△	農林水産省	当初、必要な施設の整備に対する交付金、リース、低利での融資等による対応を検討していたが、その後、宮崎県から要望の詳細を聴取する過程で、同県側の要望が基金を活用しつつ、より高い補助率での支援を求めるものであり、補助事業という手法にこだわるものではないことが明らかになつたことから、①、②について(独)農畜産振興機構の基金対応を検討。	
		② 資源循環対策 (堆肥化処理施設等の整備)					必要な施設の整備に対する交付金、低利での融資等が存在。	
		③ 畜産経営対策 (家畜保護施設の整備等)					水田利活用自給率向上事業の申請期限の延長により、飼料用稻の新たな需要先を確保できるようになつたほか、飼料用稻等の新たな需要先が確保できない場合は、同事業の特例措置等を講じるなどして、既に対応済み。	
		④ 飼料用稻の飼料用米への転換						

注:「対応状況」の凡例

○ = 実施済み、一定程度実施中、又は今後確実な実施が見込まれるもの  
 △ = 検討中、又は実施の可能性があるもの(23年度予算で対応等)  
 × = 対応困難

要望番号	大項目	個別要望事項	事業実施主体	宮崎県の要望額(百万円)	対応状況	担当省庁	各府省の対応方針
8	野生動物に係る口蹄疫の発生の予防及び蔓延防止	鳥獣被害防止総合対策交付金における事業内容の拡充 ① 普及啓発に対する助成 ② 捕獲報奨金に対する助成 ③ 畜舎周辺への電気柵・防鳥ネットの導入 ④ 既存交付金の予算の拡充	地域協議会等	161	△	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>①普及啓発や③畜舎周辺への電気柵・防鳥ネットの導入については、鳥獣被害防止総合対策交付金等で対応可能。</li> <li>②捕獲報奨金については、恒常的経費のため補助金での対応には困難だが、特別交付税により措置可能。</li> <li>④予算拡充については、22年度予算は全額配分済み。23年度予算において対応を検討。</li> </ul>
13	「冷凍加工施設」整備による土地利用型農業への転換及び施設の早期完成	① 冷凍加工施設整備 ② 地域農業の構造転換に必要な共同利用施設等の整備 ③ 国営かんがい排水事業・県営畑地かんがい施設の早期完了	農業者団体等	942	△	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>強い農業づくり交付金により対応可能。 ・早期の対応を最大限努力。</li> <li>平成23年度においても、現行の「強い農業づくり交付金」と同様の支援を検討。</li> </ul>
14	畜産農家や防疫従事者等の「こころと身体のケア」に対する支援	（独）国立精神・神経医療研究センター	厚生労働省	—	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>(独)国立精神・神経医療研究センターの専門家を紹介し、技術的援助を実施済み。</li> <li>今後、更多的助言や技術支援の要請があつた場合に対応予定。</li> </ul>

要望番号	大項目	個別要望事項	事業実施主体	宮崎県の要望額(百万円)	対応状況	担当省庁	各府省の対応方針
15	製材工場等に向けた支援	① おがん粉の利用施設整備の予算措置、採択要件の緩和など ② つなぎ資金や補助残融資への有利な金融措置	製材工場等	—	△	農林水産省	既存の「森林・林業・木材産業づくり交付金」について、今回の口蹄疫の経験を踏まえ、来年度以降の事業採択時の災害ポイントの加算を検討。
16	口蹄疫に係る手当金等の非課税化	① 家畜伝染病予防法第58条に基づく手当金の非課税扱い ② 口蹄疫特措法第6条に基づく補てん金等について非課税扱い ③ 県口蹄疫発生農家経営再建支援補助金の非課税扱い ④ 経営支援互助金等について非課税扱い	国	—	—	農林水産省	口蹄疫対策特別措置法第27条の規定を踏まえ、必要な免税措置が講ぜられるよう調整中。
17		本県のイメージの回復とみやざきブランドの再生対策	国	—	○	農林水産省	・ 食肉については、(独)農畜産業振興機構の国产食肉需要構造改善対策事業により食肉の安全生产性等に関する消費者への理解醸成活動や生産者団体による販売促進活動を支援予定。 ・ 口蹄疫発生後、地方農政局等の食品表示Gメンによる不適切表示の是正指導を実施。現在も巡回業務において監視継続。

要望番号	大項目	個別要望事項	事業実施主体	宮崎県の要望額(百万円)	対応状況	担当省庁	各府省の対応方針
18	口蹄疫の影響を受けた中小企業の金融支援	① 資金需要に対応した融資制度等の充実(中小企業に対する円滑な資金供給)	国	一	○	経済産業省 財務省 厚生労働省	・公的金融機関や商工会議所等に特別相談窓口を設置。 ・(株)日本政策金融公庫のセーフティネット貸付制度の利用手続の簡素化等の金融支援、衛生環境激変対策特別貸付制度を実施。
		② 金融円滑化対策(金融機関に対する中小企業向け金融支援の要請)	国	一	○	金融庁	金融機関に対する金融円滑化の要請を既に実施済み。
		③ 信用補完制度の充実(信用保証協会と日本政策金融公庫への財政的措置)	国	一	○	経済産業省 財務省 厚生労働省	・公的金融機関に特別相談窓口を設置。
19	口蹄疫終息後の観光振興	国による重点的な広報の実施	国	27程度	○	国土交通省	「訪日外人3000万人プログラム」予算を活用して、 ・最重点4市場(韓国、中国、台湾、香港)において、 ・宮崎県を積極的にPR。 ・インバウンドフォーラムを11月に宮崎市で開催。
		運送事業者に対する風評被害の防止等	国	一	○	農林水産省 国土交通省	6月24日付け農林水産省消費・安全局長通知により各都道府県知事に宮崎県における口蹄疫に係る正確な情報提供及び的確な指導について要請したところ。あわせて発生県ナンバーを理由に車両の出入りを制限するような行き過ぎた対応がどうならないよう、的確な指導を依頼。
20	廣食等による故障などトラック本体への影響の検証	① 口蹄疫による風評被害への防止対策	国	一	○	国土交通省	具体的な車両不具合情報が寄せられた場合には、地元運輸支局へ情報提供するよう依頼。国は提供された情報に基づき必要に応じて検証を行う。
		② 廣食等による故障などトラック本体への影響の検証	(国)	一	○	国土交通省	

要望番号	大項目	個別要望事項	事業実施主体	宮崎県の要望額(百万円)	対応状況	担当省庁	各府省の対応方針
22	緊急雇用創出事業臨時特例交付金の追加交付	緊急雇用創出事業臨時特例交付金の追加交付	県	1,000 ○	厚生労働省		9月10日に閣議決定された経済対策において、重点分野雇用創造事業の拡充が決定。拡充に伴う追加交付の際には、事前に各都道府県から要望額を把握し、宮崎県の要望額も考慮しながら交付額を算定。
23	口蹄疫発生地域における国道の早期整備 支援する国との直轄事業の推進	① 口蹄疫発生地域における国道の早期整備 ア. 国道10号都城道路 イ. 門川日向拡幅 ウ. 新富バイパス ② 細島港の整備促進 ア. 大型岸壁整備の23年度新規着手 イ. 沖防波堤の整備促進	国 国 国 国	— ○ — ○ — ○ — △	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	調査設計、用地買収、改良工事を実施中。 用地買収を実施中。 調査設計及び日向大橋下部工工事を実施中。 平成23年度予算編成過程において検討。	

要望番号	大項目	個別要望事項	事業実施主体	宮崎県の要望額(百万円)	対応状況	担当省庁	各府省の対応方針
		「復興特区制度」の創設（総論）	国	—	×	農林水産省	予算措置の優遇面のみを内容とした特区制度は、各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた区域を設定し、農業、教育等の構造改革の趣旨を進し、地域の活性化を図るという特区制度の趣旨と異なる。なお、近年の災害時の復興対策においても、様々な特例措置を講ずる「復興対策特区」を設けるという対応はしていない。
		① 国庫補助事業等の補助率（交付率）のかさ上げ ② 国庫補助事業等の優先採択 ③ 国の直轄事業の優先的実施	—	—	×	農林水産省 国土交通省	①～③の特例措置については、宮崎県において具体的な事業が想定されていないため、回答困難。
		④ 税の減免に伴う自治体への減収補てん	地方公共団体	—	△	総務省	現時点では多くの市町における減免実施が未定であるため、今後、それら市町における対応を把握した上で、災害時ににおける取扱いとの均衡を踏まえつつ、具体的な対応方針を検討。
		「復興特区制度」の創設	農業者	—	○	農林水産省	・家畜疾患病維持資金について無利子での貸付けが可能。貸付限度額の引き上げ（知事特認）や融資枠を拡大（300億円）。 ・（株）日本政策金融公庫農林漁業セーフティネット資金（0.55～0.85%）の貸し付け限度額を2倍に拡大。 ・スーパーJ資金等の金利負担軽減措置は、優先的な融資枠の確保に配慮。
24		⑤ 農業金融対策の拡充（国の無利子化措置の条件緩和等）	農業者	—	—	厚生労働省	宮崎県のみ事業期間の延長を認めることや、最長1年以内としている労働者の雇用・就業期間の要件撤廃は困難。
		⑥ 雇用対策の拡充（緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の拡充等）	—	—	×		

大項目 要望番号	個別要望事項	事業実施主体	宮崎県の要望額 (百万円)	対応状況	担当省庁	各府省の対応方針
27	① 東九州自動車道「門川～高鍋間」を前倒し完成	西日本高速道路(株)	—	○	国土交通省	・ 門川～日向間:工事全面展開中 ・ 日向～都農間、都農～高鍋間:用地買収、工事順次着工中
	② 東九州自動車道「県境～北川間」及び国道10号線延岡道路「北川～延岡間」を早期完成	国	—	○	国土交通省	用地買収、改良工事、橋梁工事及びトンネル工事を実施中。
	③ 国道218号北方延岡道路「巣田～北方間」を早期完成	国	—	○	国土交通省	用地買収、改良工事、トンネル工事を実施中。
	④ 東九州自動車道、九州横断自動車道延岡線の未事業化区間を早期事業化	国	—	△	国土交通省	調査中
	⑤ アクセス道路を含む周辺道路の整備促進	県	—	○	国土交通省	・ 国道327号 日向バイパス:改良・舗装工事を実施中。 ・ 清武インター線清武南工区:用地買収を実施中。 ・ 都農インター線朝草工区:舗装工事を実施中。
	⑥ 川南PA利用への支援	西日本高速道路(株)	—	△	国土交通省	地元自治体等において具体的な利活用策について検討中。
28	① 社会資本整備総合交付金等の交付率の拡充	県、市町村	—	×	国土交通省	現状においても、財政力等に応じて必要なかさ上げ措置を行っており、これ以上の対応は困難。
	② 社会資本整備総合交付金等の交付率の拡充の確保	県、市町村	—	△	国土交通省	公共事業予算において「元気な日本復活特別枠」を含め、前年度と概ね同額を要求。
	③ 地域高規格道路(国道219号線広瀬バイパス、都城志布志、道路梅北工区等)の補助率のかさ上げや発生区域内県道(高鍋々津線、尾鈴川南停車場線など)の新規着工のための予算確保	県	—	△	国土交通省	今後、来年度予算の具体的な要望や内容等を伺いつつ検討。また、すでに地方公共団体の財政力に応じたかさ上げ措置を行っているところ。

要望番号	大項目	個別要望事項	対応状況	担当省庁	各府省の対応方針
					各府省の対応方針
29	都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)の交付率の拡充	① 被災地域の都市再生整備計画事業の交付率の拡充(40→45%)	市町村	—	× 國土交通省
		② 被災地の新規の都市再生整備計画事業の交付率の拡充(40→45%)	市町村	—	× 國土交通省
31	埋却地周辺地域の水質環境調査及び飲用水等の確保対策に対する支援	① 簡易水道等施設整備及び水道水源開発等施設整備費の補助率の嵩上げ	市町村等	—	△ 厚生労働省
		② 水道施設整備の市町村負担に対する地方財政措置の拡充	市町村	—	△ 総務省
		③ かんがい用水の暫定的な畜産用水への利用	ア. 使用料の低減等の優遇措置 イ. 関連法に係る諸手続の簡素化	土地改良土地区等	× 農林水産省
				—	○ 農林水産省

要望番号	大項目	個別要望事項	事業実施主体	対応状況 (百万円)	担当省	各府省の対応方針
34	口蹄疫に係る埋却用対策の実施	① 口蹄疫まん延防止対策事業負担金の公社への直接補助	市町村、県農業振興公社	一 ○	農林水産省	農地賃借料及び環境衛生対策経費について、県から直接公社へ補助することが可能となるよう措置済み。
		② 環境衛生対策に必要な金額を上記①の単価に加えて措置	市町村、県農業振興公社	一 ○	農林水産省	口蹄疫まん延防止対策事業費負担金において、環境衛生対策経費として、消費・安全局長が適当と認める雑草や土石の除去などに要する費用につき追加の支援が可能となるよう措置済み。
35	口蹄疫対策及び復興対策に係る特別交付税措置	口蹄疫対策及び復興対策の実施に伴う地方負担の全額にかかる特別交付税措置	県、市町村	一 ○	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口蹄疫対策特措法に基づく事業及びこれに連する国庫補助事業(消費・安全対策交付金)によって生じた地方の負担分については、全額を交付税で措置。</li> <li>・復興対策については、(独)農畜産業振興機構に設置する基金事業に係る地方負担分については、交付税措置を含め、適切な地方財政措置を講ずる。また、県出資の財團法人が設置する運用益活用型基金については、県が原資調達のために発行する地方債の利息に対して交付税措置(実質2/3)を講ずる。</li> <li>・県が独自の判断で行う風評被害対策や農家支援対策等の単独事業についても、適切な交付税措置を講ずる。</li> </ul>

要望番号	大項目	個別要望事項	事業実施主体	対応状況	担当省庁	各府省の対応方針
						宮崎県の要望額(百万円)
37	ワクチン接種家畜の汚染物品の消毒に係る費用	① 農家自ら処理を行った場合に要した費用(防疫資材等)	農業者	一 ○	農林水産省	県が必要と認める汚染物品の消毒については、その消毒薬につき全額国費負担を実施。
		② 市町などが巡回して処理を行った場合(人件費、防疫資材等)	市町村	一 ○	農林水産省	市町等の実施する防疫措置に要する費用については、消費・安全対策交付金(補助率:1／2)の活用が可能であり、農林水産省に対して特別交付税の措置を要請。
38	へい殺畜等に係る県有種雄牛、県有家畜に係る手当金の交付	疑似患畜となり殺処分の対象となつた へい殺畜等に係る県有家畜の取扱い	県	一 ×	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜伝染病予防法に基づく手当金は、患畜等の損失を補償するものではなく、患畜又は疑似患畜の届出等を所有者に促し、まん延防止措置を円滑に実施するための助成的、愛励的な性格を有するもの。</li> <li>・都道府県はまん延防止措置の実施責任者であることから、助成を受けまるでなく、自らの家畜について、進んでと殺等のまん延防止措置を講ずべき立場にあり、手当金を交付することはできない。</li> </ul>
39	口蹄疫に起因する公共事業の費用増加に対する負担軽減	① 国営直轄事業の工事中止に伴う費用の増加等に対する、県及び地元負担分の軽減措置 ② 県が行う公共事業の掛増し経費(消毒経費、事業費増加等)に対しての軽減措置	国	一 ×	農林水産省	工事の一時中止期間中に生じる機械損料等について、土地改良法施行令第52条等に則り、総事業費の追加に応じて宮崎県及び地元にも同じ割合により応分の負担をして頂くことが必要。

## 口蹄疫復興に係る緊急要望に対する政府の対応方針決定について（知事コメント）

平成22年10月8日

- 本日、政府の口蹄疫対策本部会議において、本県からの口蹄疫復興に係る緊急要望への対応方針が決定されました。各省庁にまたがる多岐にわたる支援を要望していましたが、政府において真摯に検討していただいたことに対しまして、深く感謝を申し上げます。
- 今回、宮崎県が受けた口蹄疫の被害は甚大であり、その復興のためには状況の変化にあわせた柔軟で継続的な取組みが必要あります。また、今後、同様の事態が起こっても各自治体が安心して万全の対策を講じ、その復興に当たれるような「新しい前例をつくりたい」という思いもあり、300億円の取崩し型の基金を要望いたしました。
- 国においては、本県の要望について様々な角度から検討いただきましたが、取崩し型基金への支援については制度的な問題や国の財政事情などにより、本県が要望した形、そのまでの実現は困難とのことでした。
- しかしながら、畜産の再生等に係る基金の設置による新しい補助金の創設や運用型基金に対する交付税措置等の措置を講じていただくとともに、手当金等に対する課税の特例措置への取組等のほか、懸案でありました種雄牛の検査についても実施が決定されるなど、国としても様々な角度から対策を講じていただいたところです。つまり、お互いが協議しながら歩み寄った着地点が今の政府の対応方針であると理解しております。
- 私としては、これ以上ここに時間を費やすよりもスピード感をもって復興対策を進めていきたいと考えております。基金のための県債の発行等により新たな負担を生ずることとなりますので、県民の皆様には、是非、御理解いただきたいと思います。
- 今後は、今回の政府方針で示された内容に沿って具体的な補助事業の構築等に取り組んでまいりますが、復興対策を進める中で新たな必要が生じた場合には、再度提案や要望をさせていただくことになると考えております。
- 口蹄疫の影響は甚大でありその復興・再生は容易ではありません。今後も国のご支援をいただきながら、市町村や関係団体、県民の皆さんと一体となって、再生・復興を進めていく必要があると考えております。

- なお、薦田さんの種雄牛の口蹄疫検査について昨日結果が判明し、全て陰性であったとのことでした。今回検査に対応していただいた農林水産省及び動物衛生研究所に改めてお礼を申し上げるとともに、最後まで口蹄疫に感染しなかった事例として今後の防疫対策の検討にも活かしていきたいと考えております。